

福祉バス「あおぞら」利用のご案内



令和8年4月運行分～

(R8.4.1～変更)

横浜市福祉バスとは、市内の障害当事者団体・施設等、障害のある人の外出・行楽を支援するためにバスを運行する事業です。

車いすでの乗降が可能なリフト付バス3台（内訳：大型観光バス2台、小型バス1台）と、大型観光バス2台で実施しています。バスの座席数はホームページで確認できます。

たとえば、福祉バスはこんな場合にご利用いただけます。

- （例）障害児・者団体会員の交流会として研修旅行に行くとき
- 障害者地域作業所のレクリエーション事業として社会見学に行くとき
- 障害児のレクリエーションとして動物園に行くとき
- リハビリ教室の外出訓練としてハイキングに出かけるとき 等

横浜市福祉バスの運行は、「横浜市補助金」と「利用者負担金」をもとに実施しており、福祉バスの運行回数は予算内での調整を行います。

1. 福祉バス利用団体登録

登録には次頁に掲載の「利用要件」に合致していることが必要です。

※ボランティア団体主催の行事や介護保険事業には利用できません。

<団体登録の流れ>

① 利用団体登録申請書の提出

「横浜市福祉バス利用団体登録申請書」と「団体登録名簿」に必要事項を記入し、提出します。

※法定施設は団体登録名簿の提出を省くことができます。

※会員数が50名を超える団体は、名簿への記載を50名までとし、超える分は省くことができます。

※実行委員会形式の場合は、名簿の代わりに団体の規約、年間事業計画書、収支予算書を提出していただきます。

② 申請受理・登録決定

③ 決定通知送付・登録番号の交付

登録が決定した団体には、7桁の登録番号を記載した決定通知ハガキを郵送します。
この7桁の登録番号は利用の際に必要となりますので大切に保管してください。

2. 利用要件

(1) 団体の種類（下記のいずれかにあてはまること）

- ・ 横浜市内の障害者総合支援法に基づく事業所・施設
- ・ 児童福祉法に基づく障害児支援事業を提供する事業所・施設
- ・ 生活保護法に定めのある保護施設
- ・ 横浜市内の地域活動支援センター、グループホーム、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム
- ・ 横浜市内に在住・在勤・在学者で構成されている地域訓練会、障害当事者団体
- ・ 障害児・者関係事業の実行委員会（市域または区域を対象にしており、市社協または区社協が参画し、事業を行っている実行委員会に限る）

(2) 利用目的（下記のいずれかにあてはまること）

- ・ レクリエーション事業
- ・ 研修会、見学会
- ・ 障害児・者の福祉向上に必要な事業

※ただし、よこはまふれあい助成金等、市の補助金を財源とする助成を受けている事業は利用できません。

(3) 団体構成人数

・ 大型バス利用登録

利用1回あたりの乗車人員が20名以上（そのうち1/3以上が障害児・者）

・ 小型バス利用登録

利用1回あたりの乗車人員が11名以上（そのうち1/3以上が障害児・者）

※横浜市福祉バス運行事業における「障害児・者」とは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定疾患受給者証・原爆被爆者健康手帳・戦傷病者手帳の交付を受けた方のことをいいます。

ただし、障害児の地域訓練会に属している児童は、現時点で各種手帳を取得していなくても登録できます。

3. 利用申込み方法

利用登録団体は、以下の条件で利用できます。

- ・ 年間利用可能回数：年間2回まで（4月1日～翌年3月31日）
日帰りは1回、一泊は2回と数えます。
- ・ 利用台数：1回の利用につき、1団体1台までです。

<利用申込みの流れ>

① 利用の申し込み

- ・ 利用希望日のうち第1希望日の3か月前の午前中までに、電話またはFAXでお申込みください。
- ・ 利用申込みの連絡先は最終ページに記載しています。
抽選日はホームページで確認できます。

【お伝えいただく内容】

利用希望日（第4希望まで）、団体名、登録番号、連絡先
参加人数（障害児・者人数、車いす利用者人数）、行き先（予定）
希望するバスの種類（大型リフトバス／小型リフトバス／大型一般バス）
※ 磁気ループの利用を希望される場合、その旨をお知らせください。

② 抽選・利用団体の決定

抽選は以下のとおり実施します。

- ・ 抽選日：毎週月曜日の午後（祝日の場合は翌営業日に実施）
 - ・ 抽選対象：該当期間の利用申込み分
 - ・ 抽選結果の連絡方法：抽選翌営業日以降に連絡担当者へ電話またはFAXで通知
- ※ 多くの方にご利用いただくため、当選した日程で必ずご利用ください。

③ 利用申請書の送付

利用が決定した団体に、利用申請書等一式を送付します。

④ 利用申請書の提出

利用団体は、以下の書類を 利用日の1か月前まで にご提出ください。

- ・ 利用申請書
- ・ 経路明細
- ・ (実行委員会の場合) 当日名簿

※ 運行計画は、出車場所から到着場所(バスが車庫を出て車庫に戻るまで)が、運行時間午前6時～午後9時の間、運行距離500km以内で立てるようにしてください。

⑤ 利用通知書の送付

利用申請書受理後、バスの利用状況を確認した上で利用通知書を送付します。

⑥ 実績報告(利用当日)

利用当日、利用報告書に参加人数等を記入し、乗務員へ提出してください。

<再抽選による追加利用申込みについて>

ひと月分の通常抽選がすべて終了し、
その月に運行を追加できる予算が確保されている場合、
再抽選による追加利用の申込みを受け付けます。
受付の有無については、福祉バス利用受付窓口へお問い合わせください。

【再抽選申込み受付日】※ 祝日の場合は、それぞれ翌日に振替

- ・ 利用希望月の2か月前の第2火曜日 午前9時～午後5時
- ・ その翌水曜日 午前9時～正午

【再抽選・利用団体の決定】

再抽選は以下のとおり実施します。

- ・抽選実施日：受付終了日の午後に抽選を実施
- ・抽選結果：翌日以降に連絡担当者へ電話またはFAXで通知
- ・結果通知後、利用申請書を送付します

【利用団体の提出書類】

- ・利用日の1か月前までに利用申請書・経路明細を提出してください。

4. 利用者負担

福祉バスの利用にあたっては、以下の費用が必要です。

① 利用者負担金（必須）

- ・バス借上料の1割を利用団体が負担します。
- ・利用当日にバス会社へ現金で直接お支払いください。
- ・バス会社への謝礼は不要です。

② 利用者負担金とは別に必要な実費（必要に応じて）

- ・有料道路通行料
- ・駐車場利用料
- ・カーフェリー利用料
- ・乗務員の宿舎費（「一泊」利用の場合）
- ・その他、送り・迎いの回送時にかかる実費

●バス借上料の算出方法●

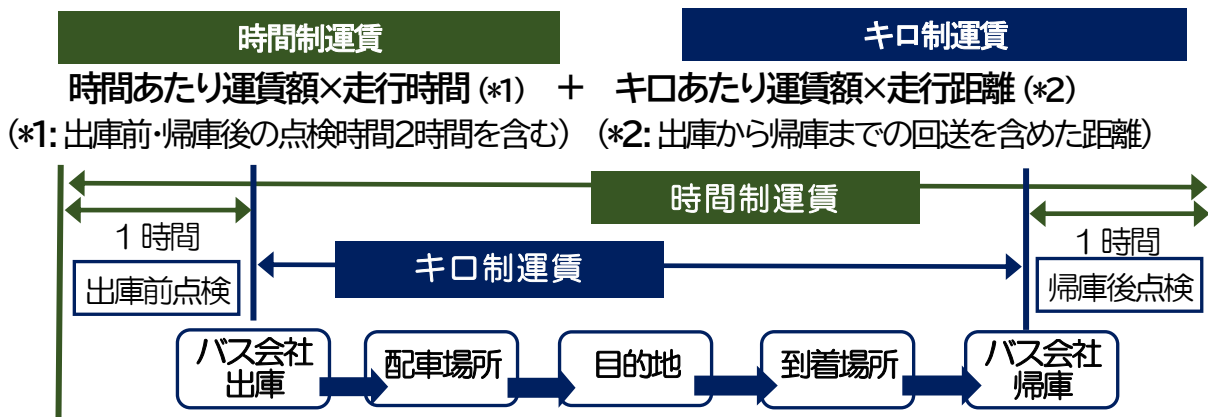
法律で定められた算出方法により、時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。
大型バス「あおぞら」1～4号は、添乗員料金を加算します。

(1) 時間制運賃

- ・出庫から入庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間（計2時間）を加えた時間を乗じます

(2) キロ制運賃

- ・出庫から入庫までの走行距離にキロ制運賃を乗じます。



●運賃・料金単価●

(R 8. 4月～改定)

バス種別・号車	時間あたり運賃額 (1時間あたり)	キロあたり運賃額 (1kmあたり)	添乗員料金
大型バス(運転手、添乗員) 「あおぞら」1～4号	7,700円	170円	22,000円
小型バス(運転手のみ) 「あおぞら」5号	6,400円	150円	—

※利用団体が支払う利用者負担金は、バス借上料の1割の金額です。
別途消費税がかかります。

●利用者負担金の算出・支払方法●

- ・バス利用の際は、利用日の1か月前までに「利用申請書」をご提出いただき、当日の行程を確定します。
- ・行程に基づいた時間・距離・添乗員料金を算出し、利用者負担金(バス借上料の1割の金額)を計算します。

利用者負担額は、事前に利用団体にお知らせしますので、利用当日に利用団体からバス会社に現金でお支払いください。

利用日1か月前まで

- ・利用申請書提出(行程確定)
- ・時間・距離をもとに利用者負担金(バス借上料の1割)を算出します。



利用日当日

- ・利用団体からバス会社に現金で支払い
- ※ 利用者負担額は事前にお知らせします
- ※ 利用申請書提出前に概算を知りたい場合は、福祉バス利用受付窓口へお問い合わせください

●利用者負担金とは別に必要な実費●

◎ 有料道路通行料 (※障害者割引は適用されません)

高速道路・首都高速の車種区分

- ・1～4号：特大
- ・5号：中型

◎ 駐車場利用料

- ・駐車場の予約は利用団体で行ってください。
- ・大型バス用駐車場がない施設もあります。その場合は周辺施設の駐車場を手配してください

◎ カーフェリー利用料

※バス会社を通じての予約申込みを承ります。利用の希望を利用申請書付記欄にご記入ください。なお、その場合、横浜市福祉バス利用申請書のご提出後(利用日の1

か月前)の手配となります。フェリーの時間・便数が限られているような場合は、利用申請書提出前に各団体で予約手続きをしていただくことをお勧めします。

◎ 運転手・添乗員の宿舎の手配(「一泊」利用の場合)

- ・ 運転手・添乗員の宿舎手配が必要です。
- ・ 運転手・添乗員は十分な休養が必要なため、利用者との同室は不可です。

【宿舎手配の条件】

- ・ 1～4号：2部屋を確保してください
- ・ 5号：1部屋を確保してください
- ・ 夕食・朝食の手配も必要です
- ・ キャンプ場など休養に不適な場合は、別途宿舎を手配してください

※昼食の用意は不要です（お心遣いは不要です）

5. 計画の変更

<事前変更の場合>

- ・ (雨天の場合も含め) 行き先
- ・ 配車場所
- ・ 配車時間及び帰途の出発時間等

※これらの内容を変更する場合には、まず、福祉バス利用受付窓口へご連絡いただき、「計画変更届」を提出してください。

※ 利用計画変更に伴い時間・距離が変更となると、利用者負担金の再算出が必要となる場合があります。変更が決まり次第、速やかに福祉バス利用受付窓口へご連絡ください。

⇒福祉バス利用受付窓口連絡先は最終ページに掲載しています。

<当日の変更について>

事前に走行時間と距離に基づきバス借上料の算出を行っていること、また安全運行のために、次のことをお守りください。

当日の行程変更(“行き先を変更したい”“時間があるので別の場所に立ち寄って欲しい”等)はできません。

※予定どおりの運行にもかかわらず渋滞等で帰着が遅れた場合、追加料金は不要です。

※やむを得ず、当日行き先を減らした、配車時間を遅らせた等で時間・距離が短くなった場合の返金もありません。

<キャンセルについて>

- ・ 中止の場合、利用の前日 17 時まで福祉バス利用受付窓口(☎201-2049)あてに必ず連絡してください。
- ・ 利用日の前日が土・日・祝日の場合は、バス会社(緊急連絡先)に連絡してください。

※事前連絡がない場合、どのような天候でもバスは配車時間に配車されます。

利用日の前日 17 時までにはキャンセルのご連絡がない場合は、当日のバス借上料の 10 割全額をいただきます。

※天候に左右されるプログラムを計画される場合は特にご注意ください。

申請時に、道路事情等含め雨天でも実施可能な計画を立て、申請するようお願いしています（但し、計画は「晴天時」、「雨天時」の 2 パターンの申請とさせていただきます。配車時間も同刻となります）。

6. 団体登録の変更・抹消

団体登録の変更・抹消を行う場合は、団体の代表者より福祉バス利用受付窓口にご連絡いただき、「団体登録内容変更届」・「団体登録抹消届」を提出し、横浜市社会福祉協議会会長の承認を受けてください。

⇒福祉バス利用受付窓口連絡先は最終ページに掲載されています。

※原則として、団体の代表者からのお申し出ではない場合、団体登録の変更・抹消はできません。

★その他

- ・「あおぞら」1～4号は「大型観光バス」です。配車場所やルート of 道幅等にご注意ください。場所によっては、通行できない所や、通行許可証が必要な所もありますので、事前にご確認ください。
- ・安全な走行のため、バスに乗車しましたら、乗務員の案内にもとづき対応いただくようご協力をお願いします。
- ・電動車イスを利用して、リフト付きバス（1、4、5号）をご利用いただく時は、電源を切り、手動で動かせる状態にしてご乗車ください。
- ・やむを得ない事情によりバスを運行できない場合、その結果生じた利用者側の損害等について、本会は一切の責任を負いませんので、ご注意ください。
- ・団体側の理由で車両に損傷が生じた際は、実費を求める場合があります。
- ・リフト付バスは通常のバスより広い乗降スペースが必要となります。事前に配車場所をご確認ください。
- ・配車されるバスによっては、CD等の付帯設備が利用できない場合やクーラーボックスの容量に違いがありますので、事前にお問合せください（利用希望がある旨を「横浜市福祉バス利用申請書」の付記欄へご記入ください）。
- ※DVD、ビデオにつきましては、著作権上、バス会社をご用意できるものみの再生となります（作品、内容等はバス会社へお問合せください）。
- ・福祉バスの運行経費は横浜市の補助金で賄われていますが、ご案内や窓口受付等に関する事務経費は赤い羽根共同募金の配分金で運営されています。募金の配分事業であることの周知や、利用報告時の「ありがとうメッセージ」へのご協力をお願いします。



【利用の申込み及び変更等のお問合せ先】

横浜市社会福祉協議会 福祉バス利用受付窓口

(横浜市健康福祉総合センター9階 障害者支援センター内)

Tel. 045 (201) 2049 Fax. 045 (306) 9911

※FAX送付の際はトラブル防止のため、必ず電話による送信確認をお願いします。

受付時間 月～金（午前9時～午後5時）

※上記時間以外、祝日・年末年始はお取り扱いできません。



横浜市社協ホームページ

URL : <https://www.yokohamashakyo.jp/siencenter/bus/>

福祉バスの抽選申込状況、抽選日等をご覧いただけるほか、利用案内や団体登録者名簿、登録変更届等の様式、バス座席一覧等がホームページよりダウンロードできます。

福祉バスは運営費の一部を共同募金の配分を受けて実施しています。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金



(R8.4月改定)